平成３０年（フ）第４１３５号
東京都新宿区早稲田鶴巻町577－２　グランツＦＫ　201
債務者　杉本ジェシーこと　スギモト　ジェシー　ペラルタ
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３６４号
東京都大田区東矢口１丁目５－25　エトワール東矢口第２　401、前住所福岡県糸島市浦志３丁目13－29
債務者　中山ひとみ（旧姓田熊）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１４４号
東京都足立区鹿浜２丁目５－３－403
債務者　横山　洋美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月13日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５０号
静岡県浜松市中区葵西３丁目16番96－３号ラ・クープ201号
債務者　天野　道子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３０１号
埼玉県川越市大字池辺341番地３
破産者　鈴木　　栄
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目24番18号
破産者　金子　慶輔
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４７号
埼玉県入間市東町１丁目２番20号
破産者　矢吹　浩一
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９号
埼玉県狭山市広瀬１丁目34番８号
破産者　吉田　　克
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７１号
埼玉県入間市大字南峯334番地１　サンライズ101
破産者　須間　愛理（旧姓堀口）
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４２号
神奈川県座間市相模が丘３丁目20番２号
破産者　横山　正則
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２８号
滋賀県草津市北山田町831番地
破産者　中島　繁三
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５１号
滋賀県草津市野路東３丁目８番５－207号
レオパレス　Ｒａｃｏｏｎ　Ｄ－５、前住所滋賀県守山市播磨田町456番地　髙田信良方
破産者　尾崎　純也
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５号
広島県呉市川尻町西１丁目24番40号
破産者　松林　順治
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第３９３号
北九州市八幡西区割子川２丁目12番６－403号
破産者　瀬戸口　綾
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５７号
北九州市門司区高田１丁目３番20－602号
破産者　増田　繁実
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３８号
佐賀県伊万里市山代町楠久528番地１
破産者　黒川　卓郎
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部